

事 務 連 絡  
令和 3 年 3 月 29 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部部（局） 御中  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

### 重層的支援体制整備事業と関係制度等との連携について

日頃より厚生労働行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 6 月に成立した地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

重層的支援体制整備事業は、従来の支援体制では対応の難しい複雑化・複合化した課題に対応するため、市町村において包括的な支援体制の構築を図るものであり、体制の構築に当たっては、分野を超えた部局横断的な連携体制の整備が重要です。

今般、別添 1～11 のとおり、関係通知を発出することとし、支援関係機関との連携方法等についてお示ししているのでご参照いただくとともに、重層的支援体制整備事業の円滑な実施に向けて、貴管内の市町村をはじめ、関係者、関係団体等に広く周知願います。

## 目次

- 別添 1 重層的支援体制整備事業とひきこもり支援との連携について
  - 別添 2 重層的支援体制整備事業と自殺対策との連携について
  - 別添 3 重層的支援体制整備事業と児童福祉制度・DV被害者支援施策等との連携について
  - 別添 4 重層的支援体制整備事業と公共職業安定所等との連携について
  - 別添 5 重層的支援体制整備事業とシルバー人材センターとの連携について
  - 別添 6 重層的支援体制整備事業と生涯現役促進地域連携事業との連携について
  - 別添 7 重層的支援体制整備事業と水道事業との連携について（通知）
  - 別添 8 重層的支援体制整備事業と保護観察所等との連携について（通知）
  - 別添 9 重層的支援体制整備事業と地域生活定着促進事業との連携について
  - 別添 10 重層的支援体制整備事業と教育施策との連携について
  - 別添 11 重層的支援体制整備事業と子供・若者育成支援施策との連携について
- （参考）重層的支援体制整備事業に関する参考資料